

## 富士吉田市空き家・空き店舗バンク実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空き家・空き店舗の有効活用により定住の促進及び地域の活性化を図るために実施する空き家・空き店舗バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家・空き店舗 市内に存在する現に使用されていない（近く使用しなくなるものを含む。）居住用又は事業用の建物及び賃貸建物、並びに敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家・空き店舗に係る所有権その他の権利により、当該空き家・空き店舗の売却若しくは賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家・空き店舗バンク 空き家・空き店舗の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、空き家・空き店舗の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き店舗バンク以外による空き家・空き店舗の取引を規制するものではない。

### (空き家・空き店舗の登録申込み等)

第4条 空き家・空き店舗バンクによる空き家・空き店舗に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家・空き店舗バンク登録（新規・変更）申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）及び空き家・空き店舗バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、同項の申込みをすることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (2) 暴力団員が経営者等（個人である場合はその者、法人である場合にはその役員

又はその支店若しくは常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。)又は経営に実質的に関与していると認められる事業者

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(4) その他市長が適当でないと認める者

3 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を審査し、適当であると認めたときは、登録番号を付して、空き家・空き店舗バンク登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。

4 市長は、第1項の規定による登録をしていない空き家・空き店舗で、空き家・空き店舗バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家・空き店舗に係る登録事項の変更の届出)

第5条 申込者は、当該登録事項に変更があったときは、登録申込書に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(登録期間及び更新)

第6条 空き家・空き店舗バンクの登録期間は3年とし、申込者が更新を希望するときは登録期間が満了する1月前までに市長に申し出なければならない。

2 前項の手続きは、第4条の規定を準用する。

(空き家・空き店舗バンクの登録の抹消)

第7条 市長は、申込者から空き家・空き店舗バンク登録抹消届出書(様式第3号)の提出があったとき又は次の各号のいずれかに該当したときは、当該空き家・空き店舗を登録台帳から抹消するものとする。

(1) 当該空き家・空き店舗に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) 前条の規定に基づく、当該空き家・空き店舗の登録期間が満了する1月前までに更新の申し出がなく、その後登録期間が満了したとき。

(3) 申込者が第4条第2項各号に掲げる者であると認められるとき。

(4) 登録事項に虚偽の内容が認められたとき。

(5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(情報提供)

第8条 市長は、必要に応じ、市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により、

空き家・空き店舗に関する情報を公開するものとする。

2 前項の規定により公開する空き家・空き店舗の情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 賃貸又は売却の別
- (3) 所在地
- (4) 希望売却価格又は賃料
- (5) 物件の概要
- (6) 利用状況
- (7) 設備状況
- (8) 主要施設等までの距離
- (9) 位置図及び間取り図
- (10) 写真

(空き家・空き店舗バンク利用資格)

第9条 空き家・空き店舗バンクの情報を受け、これを利用しようとする利用希望者は、その利用において次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 利用する空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域住民等と協調して生活しようとする者
- (2) 利用する空き店舗において、原則として日常的に業務等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者
- (3) その他市長が適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者は、利用希望者の要件を満たさない。

(利用の申込み)

第10条 利用希望者は、空き家・空き店舗バンク物件利用申込書（様式第4号）に必要事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みのあった場合は、申込者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該申込者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた申込者又は当該申込者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく利用希望者へ回答し、市長にその回答内容を報告するものとする。

(空き家・空き店舗申込者と利用希望者の交渉等)

第 11 条 市長は、申込者と利用希望者が行う空き家・空き店舗の売買、賃貸借に関する交渉並びに契約については一切、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第 12 条 申込者及び利用希望者等は、空き家・空き店舗バンクにおける個人情報の取扱いについては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益もしくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう、適切に管理すること。
- (3) 空き家・空き店舗バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なしに複写又は複製しないこと。
- (4) 個人情報について漏えい、き損又は滅失の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。
- (5) 個人情報については、業務終了後速やかに廃棄又は消去その他適正な措置を講ずること。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令甲は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号